県章

和歌山県報

発行 和　歌　山　県
和歌山市小松原通一丁目１番地
毎週火、金曜日発行

目　次（＊については県例規集登載事項）　（取扱課室名）　ページ

○ 規則
＊1　和歌山県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（建築住宅課）...... 1
○ 告示
31　特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（県民生活課）...... 2
32　〃（〃）...... 3
33　生活保護法による指定医療機関の廃止（福祉保健総務課）...... 3
34　生活保護法による医療機関の指定（〃）...... 4
35　社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出（障害福祉課）...... 4
36　大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要（商工振興課）...... 4
37　保安林の指定の解除（森林整備課）...... 5
38　〃（〃）...... 5
39　公共測量の終了（技術調査課）...... 5
40　〃（〃）...... 6
41　土砂災害警戒区域の指定（砂防課）...... 6
42　道路の位置の指定（都市政策課）...... 6
○ 選挙管理委員会告示
＊4　平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部改正 6
○ 監査公表
監査公表第2号 7
監査公表第3号 13
○ 諸報
和歌山県収用委員会公示送達（収用委員会）..... 14

規　　　則

和歌山県規則第1号

和歌山県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則を次のように定める。

平成26年1月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条　この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法、政令及び省令で使用する用語の例による。

（要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告書に添付する書類）

第3条　省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第27条の2第3項に規定する建築士事務所協会その他の知事が認める機関が設置する耐震診断の結果若しくは耐震改修計画に関する判定等を行う委員会（以下「耐震判定委員会」という。）が、当該要安全確認計画記載建築物若しくは当該要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断の結果を証する書類又は省令第28条第2項の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じて同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書

(2) その他知事が必要と認めるもの

（計画の認定申請書に添付する書類）

第4条　省令第28条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 耐震判定委員会が、耐震改修の計画について、法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類

(2) その他知事が必要と認めるもの

2　法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画に係る同条第1項の規定による認定の申請は、省令第28条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する構造計算書を添えることを要しない。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定申請書に添付する書類）

第5条　省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 耐震判定委員会が、当該建築物について、法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類

(2) その他知事が必要と認めるもの

2　法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物に係る同条第1項の規定による認定の申請は、省令第33条第2項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請書に添付する書類）

第6条　省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 耐震判定委員会が、当該区分所有建築物について、法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類

(2) その他知事が必要と認めるもの

2　法第25条第1項の規定による申請は、省令第37条第1項第2号の規定にかかわらず、同号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

和歌山県告示第31号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県ＮＰＯサポートセンターに備え置いて、平成26年3月6日まで縦覧に供する。

平成26年1月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　申請年月日

平成26年1月6日

2　名称

特定非営利活動法人和歌山防災教育普及協会

3　代表者の氏名

垣内珠代

4　主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市名田町上野1470番地

5　定款に記載された目的

防災教育の普及活動を通じ、地域防災を共に考え創る事で、大地震などの災害時における備えとし、人的被害の最小化の一助となす。

またその活動の場を全国に広め、防災教育を日常化する事で各地域のコミュニティの再構築の補助的な役割を成し、災害に強い各地域社会を目指した活動を目的とする。

和歌山県告示第32号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県ＮＰＯサポートセンターに備え置いて、平成26年2月24日まで縦覧に供する。

平成26年1月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　申請年月日

平成25年12月24日

2　名称

特定非営利活動法人和歌山保健科学センター

3　代表者の氏名

市野弘

4　主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市岩橋729-6

5　定款に記載された目的

この法人は、地域住民が健康で安心して生き生きと暮らせる社会を実現するために、生きがい・保健・介護・福祉サービスに関する課題について取り組み、実践・啓発に努めることにより、すこやかで潤いのある健康的な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年1月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日

海南薬 11-6	ツジムラ薬局	海南市名高428-13	平成 25.11.24

和歌山県告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年1月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
海南薬 44-25	ツジムラ薬局	海南市名高243-4	平成 25.11.25

和歌山県告示第35号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定に基づき、登録特定行為事業者から次のとおり特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出があったので公示する。

平成26年1月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

登録番号	事業所の名　称	事業所の所 在 地	特定行為の種別	事業者の名　称	事業者の主たる事務所の所在地	届　出年月日
302100036	ヘルパーステーションあかり	和歌山市砂山南2丁目4-7	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	株式会社あかりホーム	和歌山市砂山南2丁目4-17	平成 25.12.31

和歌山県告示第36号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成26年1月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）スーパーエバグリーン福島店

和歌山県和歌山市福島89番1　外

2　意見の対象となった届出に係る告示

平成25年和歌山県告示第1087号

3　意見の概要

(1)　法第8条第1項に基づく意見

ア　廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

イ　騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。

ウ　廃棄物処理法、建設リサイクル法を遵守し工事を施工し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

エ　屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

(2) 法第8条第2項に基づく意見

（仮称）スーパーエバグリーン福島店の開店に伴い、福島住宅自治会周辺の生活道路を抜け道とした通行が増加することが予想され、通学児童や住民の交通事故の発生および車両の通行障害の発生等の問題について大変危惧しています。

同自治会としましては、設置者にこの問題を十分認識し対応策を検討していただくとともに、周辺の生活道路全般において「ゾーン30※」等の対策を実施し、通学児童や住民の交通安全の確保および車両の通行障害の発生等を抑止することを要望します。

※区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制等を実施するもの。

4　意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番町23番地）

5　意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間　平成26年1月17日から同年2月17日

時間帯　午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年1月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　解除に係る保安林の所在場所　有田市初島町浜字西ノ浜1769の1、1769の3、1769の4、1769の11から1769の26まで

2　保安林として指定された目的　潮害の防備

3　解除の理由　指定理由の消滅

和歌山県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年1月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　解除に係る保安林の所在場所　有田市初島町浜字小森1603の1から1603の5まで、1603の11から1603の16まで

2　保安林として指定された目的　潮害の防備

3　解除の理由　指定理由の消滅

和歌山県告示第39号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年1月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　作業の種類　公共測量（基準点測量、路線測量、数値図化）

2　作業期間　平成24年11月15日から平成25年3月19日まで

3　作業地域　和歌山市（一部）

和歌山県告示第40号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき白浜町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年1月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　作業の種類　公共測量（MMSによるデータ計測）

2　作業期間　平成24年12月21日から平成25年3月31日まで

3　作業地域　白浜町内の一部

和歌山県告示第41号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年1月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地すべり

2　土砂災害警戒区域の名称

大原（361）、岩下（362）

3　土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4　法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第42号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年1月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定年月日	道路 幅員 メートル	道路 延長 メートル
3245	岩出市中黒字坂ノ上23-12、23-16、23-17の一部、23-19の一部、28の一部	和歌山市手平四丁目6番70号 国土建設株式会社 代表取締役　瀧敏秀	平成26.1.7	6.00	60.17

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第4号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年1月17日

和歌山県選挙管理委員会委員長　上　山　義　彦

第2項の表中

「

社会福祉法人守皓会ケアハウス 愛宕苑	有田市港町9番地1	を

」

「

社会福祉法人守皓会ケアハウス 愛　宕　苑	有田市港町9番地1	に改める。
社会福祉法人守皓会特別養護老人ホーム ありだ橘苑	有田市野639番2	

」

監　査　公　表

和歌山県監査公表第2号

平成25年8月14日付け監査報告第1号及び同年9月3日付け監査報告第6号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年1月17日

和歌山県監査委員　保　田　栄　一
和歌山県監査委員　足　立　聖　子
和歌山県監査委員　岸　本　　　健
和歌山県監査委員　森　　　礼　子

1　和歌山県環境衛生研究センター

監査実施年月日　平成25年7月29日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 平成23年度特殊業務健康診断に係る委託料の支出について、会計年度に誤りがあったので適正に処理されたい。 (2) 集中調達外で購入した備品について、支出負担行為が総務事務集中課へ合議されていなかったので適正に処理されたい。 (3) 振替休日に行った勤務について、超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の勤務時間区分に誤りがあったので適正に処理されたい。	注意事項 (1) 請求書の到着があまりにも遅い場合も想定して、徹底した年度管理のもと支出事務を行うよう、関係職員に注意喚起を行った。 (2) 支出負担行為の合議の要・不要について、厳重にチェックする体制をとるよう注意喚起を行った。 (3) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の勤務時間区分を訂正し、再処理を行うとともに、各職員に記入指導を行った。

2　和歌山県立和歌山北高等学校

監査実施年月日　平成25年7月29日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 郵便切手について、実査確認枚数が使用簿残枚数と一致しなかった（実査確認枚数過多（120円切手1枚））ので、適正に処理されたい。 (2) 情報機器の使用料契約の支払において、4月に代表者が変更されているにもかかわらず、3月分について	注意事項 (1) 郵便切手を使用する際は、郵便切手使用簿と現物の確認を徹底するとともに、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき適正に事務処理を行うよう職員に周知徹底を行った。 (2) 請求書の代表者名が旧の代表者名のまま支払を行ったことについて、今後は、請求書受理時に記載内

旧の代表者名が記載された請求書で支払を行っていたので適正に処理されたい。	容の確認を徹底し、適正な会計処理を行っていく。

3　和歌山県立桐蔭高等学校・中学校

監査実施年月日　平成25年7月29日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認等がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。 検討事項 北門の東部外壁より北側の学校用地が現況道路敷となっており、教育財産として使用されていないので、適切な財産管理を所管部と協議されたい。	注意事項 郵便切手類使用簿における四半期ごとの現物確認等について、和歌山県物品管理等事務規程に基づき適正に処理を行うよう職員に周知徹底を行った。 検討事項 当該用地については、現在教育委員会と和歌山市の間で、土地の売却及び無償譲与等を含め、適切な財産管理に向けた協議を実施している。

4　和歌山県立青陵高等学校

監査実施年月日　平成25年7月29日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
検討事項 昨年度に検討事項とした生徒ホール内の自動販売機4台の設置許可の見直しに関し、学校では育友会からの委任による学校の関与の明確化及び販価のさらなる値下げによる生徒還元の充実を図ったところであるが、なお売上管理や業者選定競争原理が働きにくい状況にあることから貸付制度への移行を検討されたい。	検討事項 生徒ホール内に設置されている自動販売機については、生徒の福利厚生を目的にPTAが設置したものである。 そのため、生徒の福利厚生の目的に反しないことを第一に踏まえた上で、貸付制度へ移行できるのかどうか検討していく。

5　和歌山県立和歌山ろう学校

監査実施年月日　平成25年7月29日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、勤務時間が4時間に満たない超過勤務を代休扱いしていた事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 郵便切手類使用簿において、使用時における検印の押印漏れ及び複数の職員による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。 (3) 切手購入において、支出負担行為の整理する時期が誤っていた事例があったので適正に処理されたい。 (4) 委託料について、契約額と異なる金額で支出負担行為を行い、その後、変更の支出負担行為を行っている事例があったので適正に処理されたい。	注意事項 (1) 当該代休を年次有給休暇に変更し、超過勤務手当を支給した。 今後、このようなことのないよう複数名で確認を行い、適正に処理を行っていく。 (2) 郵便切手類使用簿における四半期ごとの現物確認等について、和歌山県物品管理等事務規程に基づき適正に処理を行うよう職員に周知徹底を行った。 (3) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）にのっとり支出負担行為を整理するよう徹底するとともに、複数名で内容を確認を行い、適正に処理を行っていく。 (4) 和歌山県財務規則にのっとり適正な契約額で支出負担行為を行い、今後このようなことのないよう複数名で確認を徹底し、適正な会計事務を行っていく。

6　和歌山県和歌山東警察署

監査実施年月日　平成25年7月29日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置

注意事項 川永警察官駐在所敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。	注意事項 通信ケーブルを共架している事業者に対し、行政財産の目的外使用許可を行った。

7　海草振興局地域振興部

監査実施年月日　平成25年7月30日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 手数料の資金前渡に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったので、適正に処理されたい。 (2) 消耗品費（オイル）の納品書に受付印、個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 和歌山県財務規則に基づき出納機関への合議の徹底及び事務の適正執行を関係職員に周知し、再発の防止に努めた。 (2) 平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に基づき消耗品費（オイル）の納品書に受付印及び個人印を押印するよう周知し、適正な事務の執行を徹底した。

8　海草振興局健康福祉部

監査実施年月日　平成25年7月30日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約465万円となっており、前年度末に比し約37万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。	注意事項 (1) 新たな滞納者を出さないことが重要であるとの観点から、貸付申請時に、借主はもとより、連帯借主や連帯保証人にも、貸付けの趣旨の徹底を図っている。 また、過年度分の未収金については、電話及び文書による償還指導を継続的に行い、それでも応じない場合は、訪問や面接を行い、本人の実情等を確認しながら、粘り強い償還指導を行っている。
(2) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認等がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。	(2) 平成25年6月分より複数人による確認を行っている。
(3) 敷地内の電話柱に他の通信事業者の通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。	(3) 使用者に行政財産使用許可申請書を提出させ、平成25年6月28日付けで許可を行い平成25年度分使用料は7月16日に納付があった。
(4) 路程100キロメートル以上の公用車による旅行を外出承認により行っている事例があったので、適正に処理されたい。	(4) 職員に周知徹底を図り、路程100キロメートル以上の公用車による旅行については、旅行命令簿を作成している。

9　海草振興局建設部

監査実施年月日　平成25年7月30日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 土木使用料等の収入未済額は、平成24年度末で約36万円となっており、前年度末に比し約11万円減少している。 今後も未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。	注意事項 (1) 今後とも未納者の現状把握と債権管理に努める。
(2) 道路占用料等の滞納について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第37条及び県土整備部所管債権の適正管理に関する指針（平成22年6月30日制定）に基づく債権管理のための記録簿の作成等がされていなかったので、適正に処理されたい。	(2) 債権管理のための記録簿を作成し、適切な管理をするよう改善した。 今後とも適切な債権管理に努める。

(3) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。	(3) 複数職員による現物確認を行っていたが、1名のみの検印となっていたので、今後は和歌山県物品管理等事務規程の遵守を職員に徹底し、四半期ごとの複数職員による現物確認、検印など適正な処理に努める。
(4) 道路占用料等の収入調定について、納付書の重複発行や計算間違いによる戻出の事例があったので、適正に処理されたい。	(4) 道路台帳等のデータ整備を行い、収入調定状況をより把握し、管理できるように改善した。 今後は適正な事務処理に努める。
(5) 集中調達物品の納品において誤った記載をした納品書を受領していたので、適正に処理されたい。	(5) 納品書と物品集中調達入札等結果通知書との内容の突合確認を周知徹底した。 今後このような受領がないよう適正な事務処理に努める。
(6) 自動車等使用台帳について、台帳が作成されていない月があったほか、使用状況及び前月末総走行距離の記載漏れがあったので、適正に管理されたい。	(6) 自動車等使用台帳や公用車の管理を徹底するため、公用車1台ごとに公用車管理者を定めた。 今後は記載漏れ等が発生しないよう適正な事務処理に努める。

10　和歌山県男女共同参画センター

監査実施年月日　平成25年7月30日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 午後10時を超える部分の超過勤務に対して、125/100による割合で手当を支給していた事例があったので適正に処理されたい。	注意事項 該当する事案については、予備監査終了後平成25年6月21日付けで追給措置を終えている。 今後も、超過勤務の縮減に努めるとともに、超過勤務の記載区分等については、適切に行うよう職員に周知徹底した。

11　和歌山県立近代美術館

監査実施年月日　平成25年7月30日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 超過勤務手当について、勤務時間の区分誤りによる過支給があったので適正に処理されたい。	注意事項 超過勤務手当の過支給について、監査後、直ちに返納の手続を行い、返納を行った。 また、複数の職員がチェックするよう事務を見直し、今後、適正な事務処理を行っていく。

12　和歌山県立紀伊風土記の丘

監査実施年月日　平成25年7月30日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 平成24年度監査において行政財産の使用料算定に誤りが認められたため、適正に処理されるよう注意したところであるが、使用者への過納分還付にかかる予算措置が平成24年度中になされたにもかかわらず、平成25年4月25日現在、還付措置がされていなかったので、適正に処理されたい。 (2) 平成24年度監査において、行政財産の目的外使用許可に係る使用料の収入調定の歳入科目に誤りが認められたため、適正に処理されるよう注意したところであるが、平成25年4月25日現在、平成24年度の収入調定について収入更正がされていなかったので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 行政財産の過納分の還付については、監査終了後、直ちに事務処理を行い、使用者へ還付を行った。 今後、チェック体制を厳重にし、適正に処理を行っていく。 (2) 行政財産の使用料に係る歳入科目の収入更正について、監査終了後、直ちに事務処理を行った。 今後、チェック体制を厳重にし、適正に処理を行っていく。

13　和歌山県立自然博物館

監査実施年月日　平成25年7月30日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅行命令簿において、在勤公署から用務地までの路程が150キロメートル以上あり早朝5時に出発しているにもかかわらず、日当の調整漏れ、早朝出発夜間帰着欄への記載漏れ等があったので、適正に処理されたい。	注意事項 旅費の不足分については、監査後、適切に処理を行った。 また、旅費事務のチェック体制を見直すとともに、職員に対し旅行命令簿の記載事項等について指導を行い、徹底を図った。

14　和歌山県動物愛護センター

監査実施年月日　平成25年7月31日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。	注意事項 様式改正の見落としによるものであり、直ちに新しい様式に変更し、複数人による現物確認についても徹底をした。

15　和歌山県立和歌山西高等学校

監査実施年月日　平成25年7月31日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅行命令簿において、用務地の地点名称を誤り旅費支給額が不足していたので、適正に処理されたい。	注意事項 不足していた旅費について、監査終了後、直ちに処理を行い旅費を支給した。 今後は、支出時に厳正に確認を行い、適正な会計処理を行っていく。

16　和歌山県立向陽高等学校・中学校

監査実施年月日　平成25年7月31日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 毒物及び劇物等の薬品の保管について、定期点検等がなされていないので、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。	注意事項 毒物及び劇物等の薬品の保管について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき適正な処理を行った。

17　和歌山県立和歌山東高等学校

監査実施年月日　平成25年7月31日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅行命令簿において、早朝出発にもかかわらず、早朝出発夜間帰着欄への記載漏れ及び日当の調整漏れがあったので適正に処理されたい。	注意事項 旅行命令簿への記載漏れ及び日当の調整漏れについて、平成25年5月22日付けで、追給処理を行い、適正に処理を行った。

18　和歌山県立星林高等学校

監査実施年月日　平成25年7月31日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 毒物及び劇物等の薬品の保管について、定期点検等が	注意事項 毒物及び劇物等の薬品の保管について、平成10年9月2

なされていないので、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。	5日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき正しい様式に変更するとともに、定期点検を実施し、適正な処理を行った。

19　和歌山県立和歌山商業高等学校

監査実施年月日　平成25年7月31日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 　郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。	注意事項 　郵便切手類使用簿における四半期ごとの現物確認等について、複数人で現物確認を行い、適正に処理を行った。 　また、今後このようなことのないよう和歌山県物品管理等事務規程について職員に周知徹底を行った。

20　和歌山県税事務所

監査実施年月日　平成25年8月19日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 平成24年度の県税収入率は、滞納整理に努力した結果97.4%で0.3ポイント増加し、平成24年度末の収入未済額は、約10億7,566万円と約1億3,492万円減少している。 　個人県民税の収入未済額が占める割合は、県税全体の収入未済額の約71%と大きなものとなっているため、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。 　また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。	注意事項 (1) 平成25年度税務運営基本方針及び税務運営重点項目に基づき以下のような取組を行った。 ア　徴収目標の策定と進行管理 　今年度の目標収入率と収入未済額圧縮率達成のための数値による徴収計画を策定し、進行管理を徹底している。さらに、毎月徴収対策本部会議を開催し、進捗状況の確認や優先順位の決定等必要な対策をとっている。 　特に、今年度は新たに役職別の進行管理表を作成し、所長からグループリーダーまでの全幹部職員が各自の役割を自覚し、県税収入率の全国5位以内を目指している。 イ　滞納処分の早期実施 　過去に滞納処分歴のある納税義務者で、現年課税分において新たに滞納を発生させた者に対しては、一斉に財産調査を実施し、早期に滞納処分を実施した。続けて滞納処分を実施することで、県としての強い姿勢を示し、収入未済額を圧縮するとともに、滞納者の意識変革を促し、今後の滞納事案発生の抑止を目指している。 　さらに、管内市町への勤務先一斉調査において勤務先が判明した事案について、滞納者に対しては給与差押予告を送付し、反応がなければ勤務先への給与照会、給与差押を行うなどの対策を昨年度に引き続き実施し、通常の催告文書によるよりも大きな効果を上げている。 　特に、今年度は現年課税の不動産取得税の滞納に対して、督促状送付後、差押要件が整い次第、速やかに課税物件を差し押さえることにより財産を保全している。これは時間の経過による財産の散逸を防ぎ、確実な滞納整理に繋がっている。 ウ　高額滞納事案の集中取組 　滞納繰越分では、本税と延滞金（計算延滞金を含む。）の合計40万円以上の滞納事案を、高額滞納事案として、他の困難事案と併せて特別整理グループで取り組んでいる。 　納税課滞納整理第一及び同第二グループで滞納整理を実施した後、困難となった案件の各種調査

	及び財産の差押え等集中的に取り組むことにより、効率的な事務処理ができるようになった。 エ　大量に発生する滞納案件の早期対応の実施 　一時に大量の滞納件数が発生する現年自動車税については、督促状及び差押予告状の発送を早期に設定し、加えて緊急雇用制度を活用した7名の納税促進員と2名の納税推進員により連続した納税勧奨及び滞納者の実態調査を行っている。 　これにより、早期の案件分類が進み、早い時期から滞納処分（差押え）の開始が可能となった。 オ　個人市町村県民税の包括的な徴収対策の実施 　個人市町村県民税の未収金については、昨年度に引き続き、管内市町と県職員の派遣協定を締結し、和歌山市及び海南市に対しては組織マネジメントの構築を中心に、紀美野町に対しては実地での滞納整理（差押えを含む。）を中心に納税課長及び各グループリーダー等で積極的に取り組んでいる。 　さらに和歌山市と海南市は県税との共通滞納者に対して合同捜索を実施、海南市と紀美野町は地方税法第48条の直接徴収を実施している。 　また、定期的（3か月ごと）な徴収強化に関する協議を行い、滞納縮減、滞納整理の進行管理、現年度の徴収強化や滞納整理手法の情報交換を行っている。特に、2市1町の高額事案についてヒアリングを実施し、個々具体的に整理手法のアドバイスを行っている。 　なお、延滞金等諸収入についても、管内市町に適正な管理及び滞納整理の実施に努めるよう助言している。
(2) 集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注所属の受付印及び個人印を押印していなかったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。	(2) 集中調達物品の納品については、主担当あるいは副担当が納入確認を確実に行えるよう、あらかじめ納入業者に納品の日時を確認し、受入れをすることで、余裕を持って事務を行えるようにし、ミスをなくすよう改善した。

和歌山県監査公表第3号

　平成25年9月3日付け監査報告第7号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

　　平成26年1月17日

和歌山県監査委員　保　田　栄　一
和歌山県監査委員　足　立　聖　子
和歌山県監査委員　岸　本　　　健
和歌山県監査委員　森　　　礼　子

1　一般社団法人わかやま森林と緑の公社

　監査実施年月日　平成25年8月20日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 　造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成24年度末の借入金残高は、約127億2,000万円と前年より約9,000万円増加している。造林事業は伐期まで長期間にわたるため今後も多額の借入金が必要となると考えられるが、一方で、近年の木材価格は低迷しており、経営環境は非常に厳しい状況にある。	注意事項 　引き続き、長伐期施業のための契約変更を進め、間伐事業の重点実施等により投資経費を縮減するとともに管理費及び人件費の削減に努め、経営の効率性を高めている。 　また、利用間伐の推進、分収林のゾーニングによる森林整備の重点化、目的に応じた森林整備の実施など、本年度に策定した分収林経営改善計画を確実に実施し、経

今後とも、全国の動向を注視しながら、長伐期施業転換への契約変更（50年から80年に契約変更）、施業単価の見直し、間伐事業の重点実施など、貴公社が策定した「分収林経営改善計画」を確実に実施されたい。	営の健全化に努める。

2　和歌山県土地開発公社

監査実施年月日　平成25年8月20日

監　査　の　結　果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設（敷地を含む。）のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。	注意事項 公共施設の移管については、移管が可能なところから順次、補修等の整備を行い地元公共団体へ移管していく。 平成25年度は、鳴滝団地道路について移管工事を実施し、平成26年3月に和歌山市へ移管が完了する予定である。 その他の公共施設については、地方公共団体の移管条件が異なり、その整備に多額の費用を要することから早期移管は困難な状況であるが、今後とも引き続き移管できるよう努力していく。
検討事項 和歌山県土地開発公社の保有する土地について、平成24年度に住宅の分譲地として、新宮蜂伏団地（12件）が売却されるなど努力されているが、依然として残っている土地が存在しているので、今後ともその売却に努められたい。 また、その他の土地についても早期処分に努められるとともに、紀泉台西部土地については、その活用の方途を検討されたい。	検討事項 保有土地の処分については、従前より公社の重点事項として、積極的に取り組んでいる。 平成25年度の住宅販売状況については、平成25年10月10日に新宮蜂伏団地で最後の一区画を売却し完売した。岩出紀泉台は1区画を8月に売却し残り3区画、貴志川長山団地は残り2区画となっている。 企業団地北勢田ハイテクパークについては残り1区画であるが、今後とも県企業立地課と連携を図りながら販売に努めていく。 なお、他の保有地についてもインターネット公売にかけるなど早期に売却できるよう努力していく。 紀泉台西部については、平成14年2月の和歌山県未利用土地利活用方策検討委員会において、慎重に検討すべきとの提言がなされており、現在事業を凍結している状況である。今後の活用については、住宅の需要や経済状況を見極めながら検討していきたいと考えている。

諸　　　報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成26年2月6日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成26年1月17日

和歌山県収用委員会会長　月　山　純　典

1　事件名

和歌山都市計画道路事業3・2・5号　松島本渡線に係る土地収用事件

2　送達すべき書類の名称

平成25年12月26日付け和収第26号「審理の開催について」

3　送達を受けるべき者

とち住宅有限会社

（代表取締役　不明　ただし、商業登記記録上の代表取締役　和歌山県和歌山市木枕233番地　矢出武雄、同人は平成3年10月19日死亡

住所不明　ただし、不動産登記記録上の住所及び商業登記記録上の本店の所在地　和歌山県和歌山市中之島252番地の2)